

首都高速道路株式会社

第 1 0 回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第 1 0 期（平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料 1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料 2

(決議事項)

第 1 号議案 剰余金の処分の件

資料 3－1

第 2 号議案 定款一部変更の件

資料 3－2

第 3 号議案 取締役選任の件

資料 3－3

第 4 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

資料 3－4

事業報告

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が改善したことに加え、年度末にかけて生産と輸出に持ち直しの動きがみられたことを背景に、緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費については消費者マインドの低下等により弱含みで推移しました。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に効率的に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、普通車は前期比0.6%減、大型車は同1.7%減となり、全体としては前期比0.7%減の344.5百万台（94.4万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は553,310百万円（前期比75.0%増）、営業利益は3,291百万円（同516.5%増）、当期純利益は1,806百万円（前期は480百万円の当期純損失）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

[高速道路事業]

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は中央環状品川線（高速湾岸線～高速3号渋谷線間9.4km）の開通により310.7kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。距離別料金移行後ETCの利用率は、現金利用のお客様のETC利用への転換が進んだことにより平成27年3月平均が92.7%となり、前年同月比0.6%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、グリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見の各種改善への反映等により、サービス向上に努めてまいりました。

このような状況の下、営業収益のうち、料金収入は、個人消費の弱さの影響等により通行台数が減少していることや大口・多頻度割引の適用増の影響等により、250,848百万円（前期比1.4%減）となりました。

高速道路の新設については、平成27年3月7日に中央環状線の最終区間である中央環状品川線（高速湾岸線～高速3号渋谷線間9.4km）を開通させたほか、横浜環状北線や横浜環状北西線等6路線28.3kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、中央環状線機能強化事業として板橋熊野町JCT間改良等の実施、出入口増設等事業として平成27年3月29日に開通させた王子南出入口の整備等、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比1,037.7%増の273,189百万円となりました。

当連結会計年度の営業収益は524,128百万円（同88.2%増）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様がご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は2,865百万円（同1.8%増）となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は24,601百万円（同25.8%減）となりました。

[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、芝浦PAにおいて店舗をリニューアルする等、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野JCT付近の利便増進施設、社宅跡地を利用した不動産賃貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコン

サルティング事業等を行ってまいりました。

さらに、海外道路事業の分野では、日本高速道路インターナショナル(株) (以下「J E X W A Y」といいます。) が、インドネシアの有料道路事業に参入するため、ヌサンタラ インフラストラクチャー社 (インドネシアのインフラ運営会社) からビントロー スルポン ダマイ社 (インドネシアで有料道路事業を運営する、ヌサンタラ インフラストラクチャー社の系列会社) の株式の一部 (2.93%) を取得するにあたり、当社から J E X W A Y に対し平成26年12月10日に27百万円の出資を行いました。

当連結会計年度の営業収益は2,150百万円 (同0.2%減) となりました。

首都高速道路図 (平成27年3月31日現在)



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

① 無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成26年7月、11月	252億円

② 有利子調達

種 別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金（5年）	平成26年8月	300億円
第13回首都高速道路株式会社社債（5年）	平成26年10月	300億円
金融機関からの長期借入金（5年）	平成26年12月	300億円
第14回首都高速道路株式会社社債（5年）	平成27年2月	400億円
金融機関からの長期借入金（5年）	平成27年3月	150億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は4,706百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 高速道路事業：中央環状品川線、王子南出入口の開通に伴う料金徴収施設の新設
- ・ 駐車場事業(都市計画駐車場)：
都市計画駐車場施設（空調施設、トイレ、照明設備等）の更新
- ・ その他の事業（休憩所）：
芝浦休憩所等施設の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・ 高速道路事業：中央環状品川線等の料金所設備の設計・新設
安全対策に係る料金所施設の拡充

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失
該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 7 期 平成23年度	第 8 期 平成24年度	第 9 期 平成25年度	第 10 期 平成26年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	292,964	433,661	316,216	553,310
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,715	3,433	△480	1,806
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	63.52	127.16	△17.78	66.91
純資産額(百万円)	38,956	42,413	39,005	42,694
総資産額(百万円)	555,488	516,503	605,610	517,707

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 7 期 平成23年度	第 8 期 平成24年度	第 9 期 平成25年度	第 10 期 平成26年度 当事業年度
営業収益(百万円)	290,575	431,536	313,345	550,268
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	875	1,694	△1,631	911
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	32.42	62.74	△60.42	33.75
純資産額(百万円)	33,040	34,734	33,103	33,579
総資産額(百万円)	545,642	505,624	592,956	504,012

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

中期経営計画（中期経営計画（2015～2017）～安全・安心・快適を追求し、いつも首都圏のひと・まち・くらしを支えます～）に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

構造物の高齢化への対応として、きめ細かな点検により発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上を推進します。更に、長期にわたりネットワークとしての機能を維持するとともに、構造物の安全性を確保するため、特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれ大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行います。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正を踏まえた早期道路啓開のための体制強化等の防災対策や道路法（昭和27年法律第180号）違反車両対策の強化を一層推進するとともに、高速7号小松川線高架下火災事故を踏まえた再発防止策を推進します。

首都高ネットワークの整備については、首都高速晴海線等の整備を進めるとともに、横浜環状北線及び横浜環状北西線を整備する等首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

営業中路線においても、交通集中による局地的な交通渋滞を緩和するため、板橋熊野町JCT間改良等の車線拡幅を行う等渋滞対策を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、ITS（高度道路交通システム）を活用した道路を賢く使う方策等に向けて取り組んでまいります。

さらに、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、当社グループの取組みに反映します。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なPA空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、当社グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対

し、コンサルティング事業やメンテナンス事業を拡大するとともに、アジア諸国等において、道路インフラに関する国際貢献及びコンサルティング事業の展開拡大や道路建設やメンテナンス、料金収受システム、ITSの整備等への参画を目指します。

(10) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

(11) 主要な事業所(平成27年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都品川区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 従業員の状況(平成27年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	3, 7 9 8 [4 1 0]	4 6 名増 [3 9 名減]
受託事業		
駐車場事業	6 9 [1 3]	3 7 名減 [5 名増]
その他の事業		
全社(共通)	1 4 9 [-]	1 名増 [-]
計	4, 0 1 6 [4 2 3]	1 0 名増 [3 4 名減]

注1：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 0 6 9	+ 1	4 3. 6	1 8. 2

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高E T Cメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(E T C))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成27年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	1,074
(株)みずほ銀行	109
(株)三菱東京UFJ銀行	65
(株)三井住友銀行	56
(株)横浜銀行	34

- (15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

- (16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
(3) 当事業年度末の株主数 : 7名
(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
財務大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	わたなべ かつあき 渡辺 捷昭	
代表取締役社長	すがわら ひでお 菅原 秀夫	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	みやた としたか 宮田 年耕	
取締役	あんどう けんいち 安藤 憲一	
取締役	ただこし のりひさ 只腰 憲久	
取締役	おおにし ひでふみ 大西 英史	
監査役（常勤）	おおはし わたる 大橋 亘	
監査役（非常勤）	ねもと ひろし 根本 博	
監査役（非常勤）	はまだ みちよ 浜田 道代	
監査役（非常勤）	ともえ まさお 巴 政雄	

注1：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2：監査役干場謹二氏及び五島文明氏は、平成26年6月27日辞任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

	大橋亘	根本博	浜田道代	巴政雄
①当事業年度における主な活動状況	別記1	別記1	別記1	別記1
②責任限定契約に関する事項	別記2	別記2	別記2	別記2
③社外役員の報酬等の総額	別記3	別記3	別記3	別記3

別記1：社外監査役根本博氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役

会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

平成26年6月27日に選任された社外監査役大橋亘氏及び浜田道代氏については、当事業年度のうち在任期間中開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

平成26年6月27日に選任された社外監査役巴政雄氏については、当事業年度のうち在任期間中開催の取締役会9回のうち7回及び監査役会10回のうち8回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記2：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記3：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	5名	92百万円
監査役	6名	29百万円
計	11名	121百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

2：上記には、平成26年6月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名に対する報酬を含んでおります。なお、平成27年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役4名です。

3：上記のほか、平成26年6月27日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、退任監査役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。
退任監査役1名 0百万円

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	6 3 百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6 3 百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：当社は、会計監査人に対して、当社社員が会計監査人主催のセミナー（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）を受講した対価等を支払っております。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。（最終改正：平成27年5月21日）

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- 業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。
- 内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的開催する。
- なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合においては、直ちに当社に報告することとする。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。
- 当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。
- 監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

1 0. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

1 1. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社長会」等の体制を確保する。

1 2. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

1 3. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。

1 4. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1 頁中の利用交通量及びE T Cの利用率に係る数値及び1 頁から2 頁中の前期比比率並びに10 頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成27年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金		18,512	
高速道路事業営業未収入金		58,983	
未収入金		1,664	
短期貸付金		49,999	
たな卸資産			
仕掛道路資産	301,562		
貯蔵品	319		
その他のたな卸資産	<u>114</u>	301,997	
受託業務前払金		15,188	
前払金		3,772	
繰延税金資産		884	
その他		884	
貸倒引当金		<u>△ 260</u>	
流 動 資 産 合 計			451,626

II 固定資産

有形固定資産

建物	14,978		
減価償却累計額	<u>△ 5,908</u>	9,070	
構築物	28,274		
減価償却累計額	<u>△ 9,080</u>	19,194	
機械及び装置	48,551		
減価償却累計額	<u>△ 25,250</u>	23,300	
車両運搬具	4,160		
減価償却累計額	<u>△ 2,640</u>	1,519	
工具、器具及び備品	2,569		
減価償却累計額	<u>△ 1,542</u>	1,027	
土地		7,646	
リース資産	431		
減価償却累計額	<u>△ 257</u>	173	
建設仮勘定		<u>635</u>	62,568

無形固定資産

リース資産		6	
その他	<u>1,371</u>	1,377	

投資その他の資産

投資有価証券	110		
敷金	1,128		
繰延税金資産	498		
その他	<u>396</u>	<u>2,134</u>	

固 定 資 産 合 計 66,080

資 産 合 計 517,707

負債の部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	35,756
一年以内返済予定長期借入金	2,085
リース債務	78
未払金	20,420
未払法人税等	1,139
預り金	292
受託業務前受金	15,812
前受金	540
賞与引当金	1,370
回数券払戻引当金	26
その他	<u>3,680</u>

流動負債合計

81,202

II 固定負債

道路建設関係社債	120,630
道路建設関係長期借入金	227,496
その他の長期借入金	7,333
リース債務	119
役員退職慰労引当金	144
退職給付に係る負債	37,873
その他	<u>211</u>

固定負債合計

393,809

負債合計

475,012

純資産の部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	<u>15,664</u>

株主資本合計

42,664

II その他の包括利益累計額

退職給付に係る調整累計額	<u>△ 350</u>
その他の包括利益累計額合計	<u>△ 350</u>

III 少数株主持分

381

純資産合計

42,694

負債・純資産合計

517,707

連 結 損 益 計 算 書
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		553,310	
II 営業費用			
道路資産賃借料	188,842		
高速道路等事業管理費及び売上原価	352,953		
販売費及び一般管理費	<u>8,222</u>	<u>550,019</u>	
営 業 利 益			3,291
III 営業外収益			
受取利息	7		
還付加算金	43		
土地物件貸付料	68		
固定資産売却益	69		
保険返戻金	60		
その他	<u>150</u>	400	
IV 営業外費用			
支払利息	91		
投資有価証券評価損	67		
回数券払戻引当金繰入額	21		
その他	<u>11</u>	<u>191</u>	
経 常 利 益			3,500
V 特別利益			
受取補償金	155		
損害賠償損失引当金戻入額	<u>77</u>	232	
VI 特別損失			
臨時損失	100		
火災による損失	<u>245</u>	<u>345</u>	
税金等調整前当期純利益			3,387
法人税、住民税及び事業税			1,298
法人税等調整額			<u>292</u>
少数株主損益調整前当期純利益			1,796
少数株主損失			<u>10</u>
当期純利益			<u><u>1,806</u></u>

連結株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	14,385	41,385	△ 2,770	△ 2,770	391	39,005
会計方針の変更による累積的影響額			△ 527	△ 527				△ 527
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,500	13,500	13,857	40,857	△ 2,770	△ 2,770	391	38,478
当期変動額								
当期純利益			1,806	1,806				1,806
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					2,419	2,419	△ 10	2,409
当期変動額合計	—	—	1,806	1,806	2,419	2,419	△ 10	4,216
当期末残高	13,500	13,500	15,664	42,664	△ 350	△ 350	381	42,694

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	15 社
連結子会社の名称	首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神奈川(株) 首都高パトロール(株) 首都高カー・サポート(株) 首都高技術(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高ETCメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)
- 2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0 社
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

 - ① 有価証券

その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産

仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～51 年
構築物	2年～45 年
機械及び装置	1年～17 年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
数理計算上の差異の費用処理方法
各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 収益及び費用の計上基準
道路資産完成高及び道路資産完成原価
工事完成基準を適用しております。

工事に係る受託業務収入及び受託業務事業費
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
 - ④ 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。
- 5 会計方針の変更に関する注記
(退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が527百万円増加し、利益剰余金が527百万円減少し、1株当たり純資産額が19.54円減少しております。
また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。
- 6 会計上の見積りの変更に関する注記
(耐用年数の変更)
当社は、ETC及び料金収受関係の機械装置について、従来、耐用年数を17年として減価償却を行っていましたが、当連結会計年度において、補修部品の供給可能期間、施設の安定運用等を鑑み、将来的に概ね12年周期で更新する方針としたことから、耐用年数を12年に見直し、将来にわたり変更しております。
この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費が1,473百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,473百万円減少しております。

(追加情報)
当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成26年3月14日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、平成26年11月17日付で一部変更しております。
この変更により、当連結会計年度の道路資産賃借料が、耐用年数の見直しに伴う減価償却費の増加分につき、減額されております。結果として、耐用年数の変更が当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債120,630百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 - (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務72,700百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。
 - (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務385,878百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務212,600百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が162,522百万円、道路建設関係長期借入金が104,445百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち84,445百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債162,522百万円及び道路建設関係長期借入金20,000百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1 受取補償金
高速3号渋谷線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費及び交通規制に伴う収入減等に係る補償金 155 百万円
- 2 損害賠償損失引当金戻入額
大黒JCT落雪事故の損害賠償に係る損失引当金戻入額 77百万円
- 3 臨時損失
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100 百万円
- 4 火災による損失
 - (1) 高速3号渋谷線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費 138百万円
 - (2) 高速7号小松川線高架下火災に係る現場規制費等 107百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	27,000 千株
----------------------------	------	-----------

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」といいます。）と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金はETC料金に係るカード会社の未収入金及び道路資産完成高に係る機構の未収入金が大を占めており、信用リスクは僅少であります。

短期貸付金は債券現先取引に係る残高であり、運用はすべて国庫短期証券によっております。

有価証券は、当社の社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金、機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金については、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,512	18,512	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	58,983		
貸倒引当金(*1)	△ 260		
	58,722	58,722	-
(3) 短期貸付金	49,999	49,999	-
資産計	127,234	127,234	-
(1) 高速道路事業営業未払金	35,756	35,756	-
(2) 道路建設関係社債	120,630	121,904	1,273
(3) 道路建設関係長期借入金	227,496	227,575	79
(4) その他の長期借入金	9,418	9,428	9
負債計	393,302	394,665	1,363

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 短期貸付金
短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産(債券)の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	110

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	18,218
高速道路事業営業未収入金	58,983
短期貸付金	49,999
合計	127,200

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	38,500	82,200	-
道路建設関係長期借入金	-	91,355	9,065	45,034	79,084	2,958
その他の長期借入金	2,085	3,666	1,833	1,833	-	-
合計	2,085	95,021	10,898	85,367	161,284	2,958

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,567円 17銭
1株当たり当期純利益金額	66円 91銭

貸 借 対 照 表
平成27年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		12,175	
高速道路事業営業未収入金		58,983	
未収入金		1,295	
未収収益		0	
短期貸付金		49,999	
仕掛道路資産		301,176	
貯蔵品		87	
受託業務前払金		15,199	
前払金		1,552	
前払費用		213	
繰延税金資産		483	
その他の流動資産		422	
貸倒引当金		<u>△ 260</u>	
流 動 資 産 合 計			441,329
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	869		
構築物	18,645		
機械及び装置	23,418		
車両運搬具	420		
工具、器具及び備品	410		
土地	268		
建設仮勘定	<u>489</u>	44,521	
無形固定資産		<u>278</u>	44,799
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,574		
構築物	19		
機械及び装置	2		
工具、器具及び備品	7		
建設仮勘定	<u>1</u>	2,603	2,603
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	113		
構築物	18		
工具、器具及び備品	4		
土地	<u>670</u>	807	
無形固定資産		<u>1</u>	809
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	12		
構築物	0		
建設仮勘定	<u>0</u>	12	12
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,312		
構築物	13		
機械及び装置	6		
車両運搬具	33		
工具、器具及び備品	245		
土地	6,695		
リース資産	27		
建設仮勘定	<u>11</u>	11,344	
無形固定資産			
リース資産	5		
その他	<u>805</u>	<u>811</u>	12,155
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0

vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,114		
投資有価証券	80		
敷金	792		
繰延税金資産	163		
その他の投資等	151	2,301	
固 定 資 産 合 計		<u>62,683</u>	
資 産 合 計		<u>504,012</u>	
負 債 の 部			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	42,816		
その他事業未払金	1,988		
一年以内返済予定長期借入金	2,033		
リース債務	26		
未払金	12,768		
未払費用	73		
未払法人税等	770		
預り金	192		
受託業務前受金	15,812		
前受金	540		
前受収益	5		
賞与引当金	809		
回数券払戻引当金	26		
その他の流動負債	1,466		
流 動 負 債 合 計		79,330	
II 固定負債			
道路建設関係社債	120,630		
道路建設関係長期借入金	227,496		
その他の長期借入金	7,333		
リース債務	12		
退職給付引当金	35,608		
役員退職慰労引当金	21		
固 定 負 債 合 計		<u>391,102</u>	
負 債 合 計		<u>470,432</u>	
純 資 産 の 部			
I 株主資本			
資本金		13,500	
資本剰余金			
資本準備金	13,500		
資 本 剰 余 金 合 計		13,500	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	4,074		
繰越利益剰余金	2,505	6,579	
利 益 剰 余 金 合 計		6,579	
株 主 資 本 合 計		33,579	
純 資 産 合 計		<u>33,579</u>	
負債・純資産合計		<u>504,012</u>	

損 益 計 算 書
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	250,848		
道路資産完成高	273,189		
その他の売上高	<u>39</u>	524,077	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	188,842		
道路資産完成原価	273,189		
管理費用	<u>61,307</u>	523,339	
高 速 道 路 事 業 営 業 利 益			738
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	710		
駐車場営業雑収入	<u>389</u>	1,099	
2. 営業費用			
駐車場事業費	940	<u>940</u>	
駐 車 場 事 業 営 業 利 益			158
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	399	399	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	284	<u>284</u>	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			114
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	91	91	
2. 営業費用			
高架下事業費	75	<u>75</u>	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			15
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	24,601	24,601	
2. 営業費用			
受託業務事業費	24,578	<u>24,578</u>	
受 託 業 務 事 業 営 業 利 益			<u>22</u>
全 事 業 営 業 利 益			1,049
VI. 営業外収益			
受取利息	5		
有価証券利息	0		
受取配当金	483		
土地物件貸付料	68		
雑収入	<u>165</u>	722	
VII. 営業外費用			
支払利息	85		
投資有価証券評価損	67		
回数券払戻引当金繰入額	21		
雑損失	<u>4</u>	177	
経 常 利 益			1,594
VIII. 特別利益			
受取補償金	155		
損害賠償損失引当金戻入額	<u>77</u>	232	
IX. 特別損失			
臨時損失	100		
火災による損失	<u>138</u>	238	
税 引 前 当 期 純 利 益			1,588
法人税、住民税及び事業税		651	
法人税等調整額		<u>25</u>	<u>676</u>
当 期 純 利 益			<u>911</u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	6,595	△ 492	6,103	33,103	33,103
会計方針の変更による累積 的影響額					△ 435	△ 435	△ 435	△ 435
会計方針の変更を反映した当 期首残高	13,500	13,500	13,500	6,595	△ 927	5,668	32,668	32,668
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩				△ 2,521	2,521	-	-	-
当期純利益					911	911	911	911
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 2,521	3,433	911	911	911
当期末残高	13,500	13,500	13,500	4,074	2,505	6,579	33,579	33,579

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

 なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5 収益及び費用の計上基準
 - (1) 道路資産完成高及び道路資産完成原価
工事完成基準を適用しております。
 - (2) 工事に係る受託業務収入及び受託業務事業費
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。
- 7 会計方針の変更に関する注記
(退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が435百万円増加し、繰越利益剰余金が435百万円減少し、1株当たり純資産額が16.11円減少しております。
また、当事業年度の全事業営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。
- 8 会計上の見積りの変更に関する注記
(耐用年数の変更)
当社は、ETC及び料金収受関係の機械装置について、従来、耐用年数を17年として減価償却を行っていましたが、当事業年度において、補修部品の供給可能期間、施設の安定運用等を鑑み、将来的に概ね12年周期で更新する方針としたことから、耐用年数を12年に見直し、将来にわたり変更しております。
この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が1,473百万円増加し、高速道路事業営業利益、全事業営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,473百万円減少しております。
- (追加情報)
当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成26年3月14日付で一部変更しました「都道府県高速1号線等に関する協定」を、平成26年11月17日付で一部変更しております。
この変更により、当事業年度の道路資産賃借料が、耐用年数の見直しに伴う減価償却費の増加分につき、減額されております。
結果として、耐用年数の変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債120,630百万円の一一般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産35,312百万円、駐車場事業固定資産2,965百万円、休憩所等事業固定資産43百万円、高架下事業固定資産25百万円、各事業共用固定資産2,723百万円であります。
- 3 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務72,700百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務385,878百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務212,600百万円(額面)については、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 4 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が162,522百万円、道路建設関係長期借入金が104,445百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち84,445百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債162,522百万円及び道路建設関係長期借入金20,000百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 120 百万円 |
| 短期金銭債務 | 7,388 百万円 |
- 6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額
- | | |
|--|--------|
| | 21 百万円 |
|--|--------|

(損益計算書に関する注記)

1	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	売上高	1,324 百万円
	仕入高	47,540 百万円
	営業取引以外の取引による取引高	486 百万円
2	受取補償金	
	高速3号渋谷線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費及び交通規制に伴う収入減等に係る補償金	155 百万円
3	損害賠償損失引当金戻入額	
	大黒JCT落雪事故の損害賠償に係る損失引当金戻入額	77 百万円
4	臨時損失	
	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円
5	火災による損失	
	高速3号渋谷線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費	138 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数	該当なし
--------------------	------

(税効果会計に関する注記)

1	繰延税金資産の発生の主原因別内訳	
	繰延税金資産	
	貸倒引当金	82 百万円
	賞与引当金	267 百万円
	回数券払戻引当金	8 百万円
	退職給付引当金	11,519 百万円
	役員退職慰労引当金	6 百万円
	未払事業税	121 百万円
	前受金	172 百万円
	その他	544 百万円
	繰延税金資産小計	12,724 百万円
	評価性引当額	△ 12,077 百万円
	繰延税金資産合計	646 百万円
2	法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正	
	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。	
	この税率変更により、繰延税金資産の金額は49百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

1	ファイナンス・リース取引	
	所有権移転外ファイナンス・リース取引	
	①リース資産の内容	
	(a) 有形固定資産	
	社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。	
	(b) 無形固定資産	
	ソフトウェアであります。	
	②リース資産の減価償却の方法	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「2固定資産の減価償却の方法」に記載しております。	
2	オペレーティング・リース取引	
	未経過リース料期末残高相当額	
	1年内	39 百万円
	1年超	29 百万円
	合計	69 百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成27年9月30日まで高速道路を借り受けております。	
なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。	
1年内	184,109 百万円
1年超	11,010,752 百万円
合計	11,194,862 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	東京都	東京都 新宿区	—	東京都 行政	(被所有) 直接 26.7%	工事等の受託	受託業務 収入	14,849	—	—
							受託業務 前受金の 受入	12,755	受託業務 前受金	3,552
									未収入金	173
									その他事業 未払金	101
							医療費助 成拠出金 の支払 (注3)	100	—	—

(注1) 東京都と協議の上、協定を締結しております。

(注2) 取引金額には受託業務前受金の受入を除き消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

(注4) 平成26年4月1日付で、国土交通大臣所有の当社株式は、財務大臣の所有となったため、主要株主が国土交通省(国土交通大臣)から財務省(財務大臣)に異動しております。

2 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権の 過半数を 自己の計 算において 所有してい る会社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債 務返済機 構	神奈川 県横浜 市	5,491,663	高速道 路に係る 道路資 産の保有 及び会社 への貸付 、承継 債務の返 済等	なし	道路資産の借受	道路資産 賃借料の 支払 (注1) (注2)	188,842	高速道路 事業営業 未払金	16,961
									高速道路 事業営業 未収入金	1,748
						道路資産完成高 及び債務引受け	道路資産 完成高	273,189	高速道路 事業営業 未収入金	33,005
							債務引受 けに伴う借 入金等債 務の減少 額 (注3)	266,967	高速道路 事業営業 未収入金	19
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注3) (注4)	458,578	—	—
						資金の借入	資金の借 入 (注5)	25,282	道路建設 関係長期 借入金	107,496

(注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払を行っています。

(注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成26年3月14日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、平成26年11月17日付で一部変更しております。なお、これにより当事業年度の道路資産賃借料の支払額が1,425百万円減少しております。

(注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

(注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(注7) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成27年3月31日付で本店所在地を変更しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,243 円69銭

1株当たり当期純利益金額

33 円75銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年6月4日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 一 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 卓 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年6月4日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 一 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 卓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び平成26事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結

貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月11日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大 橋 亘 ⑩

監査役（社外監査役） 根 本 博 ⑩

監査役（社外監査役） 浜 田 道 代 ⑩

監査役（社外監査役） 巴 政 雄 ⑩

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の内容は、下記に記載のとおりであります。

高速道路事業の将来の不確定要因に備えるため、高速道路事業に係る当期純利益 7 0 6 百万円に、「退職給付に関する会計基準」の改正に伴う利益剰余金の減少額（内、高速道路帰属分）4 1 1 百万円を合わせた 2 9 4 百万円を別途積立金として積み立てることとさせていただきたいと存じます。

また、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金	294, 585, 457円
-----------	----------------

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	294, 585, 457円
---------	----------------

第 2 号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、定款第 26 条第 2 項（社外取締役との責任限定契約）及び第 36 条第 2 項（社外監査役との責任限定契約）を一部変更するものであります。

なお、第 26 条第 2 項の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第 26 条 略 2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第 26 条 略 2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第 36 条 略 2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第 36 条 略 2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。

第 3 号議案 取締役選任の件

取締役只腰憲久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者藤井寛行氏は、取締役只腰憲久氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
ふじい ひろゆき 藤井 寛行 (昭和 29 年 9 月 25 日生)	昭和 54 年 5 月 東京都採用 平成 21 年 7 月 同 建設局道路建設部長 平成 22 年 7 月 同 都市整備局都市基盤部長 平成 23 年 7 月 同 都市整備局理事 平成 25 年 7 月 同 技監 平成 26 年 7 月 同 退職 平成 26 年 8 月 東京都職員信用組合 理事長 現在に至る	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第 4 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任する取締役只腰憲久氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
ただ こし のり ひさ 只 腰 憲 久 (昭和 24 年 8 月 1 日生)	平成 24 年 9 月 首都高速道路株式会社取締役常務執行役員 現在に至る